



名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- ③本項（2）の①の a，d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手をいたします。
- ④当社が本項（2）の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

#### 1 6．旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第1 0項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第1 2項から第1 4項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して3 0日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2)本項（1）の規定は、第1 7項（当社の責任）又は第1 9項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1 ヶ月以内にお申込店に払い戻しをお申し出ください。
- (4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

#### 1 7．旅程管理及び添乗員等の業務

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

- (1)〔添乗員同行プラン〕表示コース
全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から2 0時までとします。
- (2)〔現地添乗員同行プラン〕表示コース
原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項（1）における添乗員の業務に準じます。
- (3)〔現地係員案内プラン〕表示コース
添乗員は同行いたしません が、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4)〔個人型プラン〕表示コース
添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますで、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

#### 1 8．当社の責任及び免責事項

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社にたいして通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項（1）の責任を負いません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ②運送・宿泊機関等の事故。火災により発生する損害。
  - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
  - ④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止。
  - ⑤自由行動中の事故。
  - ⑥食中毒。
  - ⑦盗難。
  - ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮。
- (3)手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）のお客様から損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して1 4日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高1 5万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

#### 1 9．特別補償 8. 特別補償

- (1) 当社は前項（1）の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1 5 0 0万円）・後遺障害補償金（1 5 0 0万円を上限）・入院見舞金（2万円～2 0万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり1 0万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり1 5万円を上限とします。ただし、時価額となります。）を支払います。
- (2) 本項（1）にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に

限り当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー）、マイクロイト機、ウルトライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項（1）に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしいたします。

#### 2 0．お客様の責任 19. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

#### 2 1．オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収めて当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第1 8項（特別補償）の適用について、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第1 8項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）また、当該オプションツアー運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社第1 8項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプションツアーの利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

#### 2 2．旅程保証 1. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（但し、次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して3 0日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第1 7項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
  - ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、
  - イ． 戦乱
  - ウ． 暴動
  - エ． 官公署の命令
  - オ． 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - カ． 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - キ． 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ②第1 3項及び第1 4項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は、変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2)本項（1）の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償

- 金の額は、「旅行代金」に1 5％を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1 0 0 0円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当社が変更補償金の支払が必要となる変更		一件あたりの率（％）	
		旅行開始前	旅行開始後
①	パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1．5	3．0
②	パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1．0	2．0
③	パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれぞれを下回った場合に限ります。）	1．0	2．0
④	パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1．0	2．0
⑤	パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1．0	2．0
⑥	パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由地への変更	1．0	2．0
⑦	パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1．0	2．0
⑧	パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1．0	2．0
⑨	上記①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更（募集型企画旅行のみに適用する）	2．5	5．0

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：④輸送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのもの変更に伴うものをいいます。

注7：④輸送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

- 2 3．通信契約による旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）との間で電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。（受託旅行者による当該取扱ができない場合もあります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）
- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みに際し、会員は申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」「旅行開始日」等に加え「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便、ファクシミリで通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らが e-mail 等の電子承諾通知を発する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードによる所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「この旅行条件書に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（ただし、契約成立日の旅行開始日の前日から起算してさかのぼって1 4日目にあたる日より前日の場合、「1 4日目にあたる（休業日にあたる場合は翌営業日)）」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、3 0日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない

場合、この旅行条件書に定める取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが、別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただく場合はこの限りではありません。

#### 2 4．国内旅行保険への加入について

ご旅行中けがをした場合、多額の治療費がかかることもあります。また、事故の場合は、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これを担保するためお客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。国内旅行傷害保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

#### 2 5．個人情報取扱について

- (1) 当社らは、申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
  - ア．当社らと提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内。
  - イ．旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
  - ウ．特典サービスの提供。
  - エ．統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行先でお客様のお買物等の便宜をはかるため、当社の保有する個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名・搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。これらの事業者への個人データの提供に不都合又は停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

#### 2 6．旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

#### 2 7．その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) お客様が個人的な案内・買物等を、添乗員等に依頼された場合のそれぞれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用等にそれぞれの費用はお客様ご負担となります。
- (3) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (4) お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任の特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (5) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空マイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ登録はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第1 7項（1）及び第2 1項（1）の責任を負いません。

<p style="text-align:center"> <b>旅行企画：実施</b>  <b>観光庁長官登録第1 0 1号</b>  <b>(社)日本旅行業協会正会員</b>  <b>富士急トラベル株式会社</b>  〒403-0017 山梨県富士吉田市新西原 5-2-1  <b>富士急行本社ビル</b></p>
---

以下余白

2015